

## 小規模多機能ホーム 介護サービス費・利用料

	対象者		算定 単位	区分	費用(円)					
	要支援 1・2	要介護 1～5			同一建物 <u>以外</u>			同一建物 <u>内</u>		
					1割	2割	3割	1割	2割	3割
介護サービス費	○	○	1月	支1	3,450	6,900	10,350	3,109	6,218	9,327
				支2	6,972	13,944	20,916	6,281	12,562	18,843
				介1	10,458	20,916	31,374	9,423	18,846	28,269
				介2	15,370	30,740	46,110	13,849	27,698	41,547
				介3	22,359	44,718	67,077	20,144	40,288	60,432
				介4	24,677	49,354	74,031	22,233	44,466	66,699
				介5	27,209	54,418	81,627	24,516	49,032	73,548
短期利用 介護サービス費	○	○	1日	支1	424	848	1,272	登録定員に空きがあり、介護支援専門員が緊急に利用することについて必要であると認められた方は、開始日より7日間(家族等の事情によりやむを得ない場合は14日間)を限度とします。		
				支2	531	1,062	1,593			
				介1	572	1,144	1,716			
				介2	640	1,280	1,920			
				介3	709	1,418	2,127			
				介4	777	1,554	2,331			
				介5	843	1,686	2,529			
看護職員配置 加算	○	○	1月	I	900	1,800	2,700	看護職員の配置状況により、いずれかを算定します。		
				II	700	1,400	2,100			
				III	480	960	1,440			
サービス提供 体制強化加算	○	○	1月	I	750	1,500	2,250	職員の配置状況・所有資格・勤続年数等により、いずれかを算定します。		
				II	640	1,280	1,920			
				III	350	700	1,050			
サービス提供 体制強化加算 ※短期利用	○	○	1日	I	25	50	75	職員の配置状況・所有資格・勤続年数等により、いずれかを算定します。		
				II	21	42	63			
				III	12	24	36			
若年性認知症 利用者受入加算	○	○	1月		450	900	1,350	65歳未満の方に対して個別担当者を配置します。		
			1月		800	1,600	2,400			
初期加算	○	○	1日		30	60	90	利用開始日より30日を限度として算定します。		
看取り連携 体制加算		○	1日		64	128	192	亡くなった日から起算し、30日を上限として当事業所にてサービスを提供した日数に応じて算定します。よって、当該費用については月遅れで請求が発生する場合があります。		
総合マネジメント 体制強化加算	○	○	1月	I	1,200	2,400	3,600	厚生労働省が定める地域や他事業所等との連携・取り組みを実施した場合に算定します。		
				II	800	1,600	2,400			
訪問体制強化加算		○	1月		1000	2000	3000	厚生労働大臣が定める訪問回数を上回った場合に算定します(実施総数)。		
生活機能向上 連携加算	○	○	1月	I	100	200	300	訪問リハビリ、通所リハビリ、医療機関の理学・作業・言語聴覚療法士、医師と介護支援専門員が身体状況を評価した場合に算定します。 【I】助言を受けて評価 【II】居宅を訪問して評価		
				II	200	400	600			
認知症行動・ 心理症状 緊急対応加算	○	○	1日		200	400	600	認知機能の障害があり、医師が利用が必要と判断された方は、短期利用開始日から、7日を限度として算定します。		
認知症加算		○	1月	I	920	1840	2760	認知症ケアに関する人員配置や研修・指導等の取り組み、また認知症の程度に応じて算定します。		
				II	890	1780	2670			
				III	760	1520	2280			
				IV	460	920	1380			
口腔・栄養 スクリーニング加算	○	○	1回		20	40	60	口腔・栄養状態を確認し、ケアマネジメントを行った場合に6月に1回を限度として算定します。		
科学的介護推進 体制加算	○	○	1月		40	80	120	厚生労働省が求める情報提供を行った場合に算定します。		
生産性向上推進 体制加算	○	○	1月	I	100	200	300	厚生労働省の基準に基づいた業務改善に取り組み、情報提供を行った場合に算定します。		
				II	10	20	30			

介護職員 処遇改善加算	○	○	1月	I	所定単位	× 102 / 1000	厚生労働省の基準に基づいて算定します。 ※R6年5月31日まで	
				II		× 74 / 1000		
				III		× 41 / 1000		
介護職員等 特定処遇改善 加算	○	○	1月	I	所定単位	× 15 / 1000		
				II		× 12 / 1000		
介護職員等 ベースアップ等 支援加算	○	○	1月		所定単位	× 17 / 1000		
介護職員等 処遇改善加算	○	○	1月	I	所定単位	× 149 / 1000		厚生労働省の基準に基づいて算定します。 ※R6年6月1日から
				II		× 146 / 1000		
				III		× 134 / 1000		
				IV		× 106 / 1000		
				V(1)	所定単位	× 132 / 1000	厚生労働省の基準に基づいて算定します。 ※R6年6月1日からR7年3月31日まで	
				V(2)		× 121 / 1000		
				V(3)		× 129 / 1000		
				V(4)		× 118 / 1000		
				V(5)		× 104 / 1000		
				V(6)		× 101 / 1000		
				V(7)		× 88 / 1000		
				V(8)		× 117 / 1000		
				V(9)		× 85 / 1000		
				V(10)		× 71 / 1000		
				V(11)		× 89 / 1000		
V(12)	× 68 / 1000							
V(13)	× 73 / 1000							
V(14)	× 56 / 1000							
宿泊	○	○	1泊	1500円				
食費			各	朝：310円 昼：630円 夕：510円				
生活セット			1回	25円(入浴サービス利用時に事業所で準備した石けん・シャンプー・リンスを使用した場合) ※ご自身で準備したものを持ち込んでも結構です				
その他			事業サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用は、利用者の負担となります。 (例：医療機関等における診療費、おむつ代、理美容代、その他)					